

## 太白区民まつり 2025 テント村出店団体募集要項

- 【テーマ】 想いつなぐ未来のたいはく
- 【まつり趣旨】 太白区における市民の総合的な交流を促進するため、文化活動等の多様な市民活動の発表や、商店会や農業者、地域団体が出店等の参加で開催する太白区民まつりの趣旨に賛同し、一緒にまつりを盛り上げてくださるテント村出店団体を募集します。
- 【主催・共催】 太白区まちづくり推進協議会・仙台市太白区
- 【開催日時】 令和7年10月19日（日）9：30～15：00
- 【出店場所】 杜の広場公園（太白区あすと長町1丁目2 ゼビオアリーナ仙台東隣り）
- 【出店内容】 ①飲食物販売 ②物品販売 ③活動PR
- 【応募条件】 〈①～③共通事項〉
- ・太白区民まつりの趣旨に賛同し、主催者の指示に従ってまつりの運営に協力していただけること。
  - ・出店申込団体が、暴力団員または暴力団関係者ではないこと。また設備や備品及び材料の仕入れや人員の手配等においても暴力団関係者を一切使用しないこと。
  - ・過去に出店違反やキャンセルをしていないこと。
- 〈③専有事項〉
- ・営業目的の活動PRではないこと。
  - ・来場者と金銭の授受がないこと（参加費、材料費等）。
- 【募集数】 50団体程度
- 【応募方法】 テント村出店申込書に必要事項を記入の上、太白区民まつり事務局までメール、FAXまたは郵送にてご応募ください。

## 【 出店料等 】

### ○出店費（会場管理費）

3 方囲いテント 1 区画 (270cm×360cm) 含む	① 飲食物販売(電源供給 15A:1500W を含む)	30,000 円
	② 物品販売 ( 電 源 は 含 ま ず )	20,000 円
	③ 活 動 P R	3,000 円
キッチンカー		20,000 円

### ○備品貸出費（必要に応じて負担）

電源供給 (15A : 1500W)	10,000 円
長机 1 台 (180cm×45cm)	1,000 円
パイプ椅子 1 脚	300 円
展示パネル 1 枚	1,000 円

※テント及び発電機等の電源（キッチンカー除く）の持込は不可

【 申込〆切 】 令和 7 年 7 月 15 日 ( 火 ) 【 必着 】

### 【出店の決定】

- ・出店の可否については、下記の選考優先事項や出店内容などをもとに、主催者が出店団体を決定し、結果を 8 月下旬までにお送りします。出店が決定した団体代表者には、参加団体説明会の開催案内も併せてお送りします。

#### <選考優先事項>

- 1 太白区内を主たる活動の拠点としている地域団体、学校、事業者等。
- 2 飲食物及び物品販売の場合、名産、地場産のものを使ったメニューや物品などを扱っている。
- 3 活動 PR の場合、展示や啓発以外にも子どもが楽しめる催しや来場者が参画できる内容となっている。

### 【参加団体説明会】

- ・9 月下旬開催予定の参加団体説明会は必ずご出席ください（詳細については別途通知します）。なお、特段の理由なく欠席した場合は、出店を取り消しますので予めご了承ください。

### 【出店に係る確認事項】

- ・出店料等は、別途指定する方法により9月下旬までにお支払いください。指定期日までにお支払いのない場合は出店を取り消します。また、ご入金いただいた出店料等は、いかなる場合（当日キャンセル、違反による出店取消、大雨・台風・地震等の天災によるまつり中止等）でも返金いたしませんので予めご了承願います（出店決定後に特段の理由なくキャンセルをした場合は、今後の出店の申込をお断りする場合があります）。
  - ・出店に関する権利の他者への譲渡はできません。
  - ・テント、発電機等の電源の持ち込みはできません。
  - ・出店にあたって主催者が提供した会場内の資機材に損傷を及ぼした場合は、主催者の指定する修繕実費をお支払いいただきます。
  - ・暴力団関係者排除のため、選考には警察へ情報を提供して出店者を確認させていただきます。確認後、出店に相応しくないと判断された方は出店をお断りさせていただきます。
  - ・別添の申込書に記載していない飲食物の販売はできません。
  - ・食品を扱う出店は、保健所等への必要な手続きを行ってください。
  - ・飲食物を調理提供する（いわゆる仮設・臨時営業）の場合は、簡易な調理に制限され、下処理行為は行えません。
  - ・また、営業中は、食品衛生責任者（有資格者）を常時配置してください。
  - ・すでに仮設・臨時営業許可を取得している方は、営業許可書に添付している営業計画書に当イベントの追記を行い、許可を取得した保健所支所窓口へ提出してください。
  - ・飲食物の販売のみ（いわゆる物販）の場合、適切な食品表示があることを確認のうえ実施し、適切な温度管理を行ってください。
- ※ドリンクを注ぐ、食品を皿に盛り付ける行為も調理行為にあたり、営業許可が必要です。  
詳細は下の二次元コードの『行事等で仮設店舗を設けて営業する場合』をご参照ください。

### 【食品の営業許可に関する問い合わせ先】

太白区保健福祉センター衛生課 太白区役所5階  
TEL：022-247-1111（内線：6722～6723）



### 【出店に係る遵守事項】

- ・設営時刻（7:30～9:30）、撤収時刻（まつり終了後～16:30）を守ること。
- ・まつりの開会（9:30）から閉会（15:00）まで営業を行い、途中で閉店しないこと。
- ・会場内での喫煙は行わないこと（会場内は禁煙です）。
- ・他の出店者や来場者の迷惑になる行為（テント外にはみ出して物品を置いたり、悪質な販売及び呼び込み）を行ったりしないこと。
- ・火気を使用する場合は、業務用消火器を持参すること。
- ・会場内にテント及び電源（キッチンカー除く）を持ち込まないこと。

- ・テントに掲げる看板やのぼり旗を持ち込む場合は、安全面を考慮し、テントの梁から 90 cm以内の高さで設置すること（キッチンカーを除く）。まつり当日にスタッフが巡回し確認を行います。
- ・ゴミは持ち帰ること。
- ・撤収時に、テントやテーブル等の備品に汚損、破損がないか必ず確認すること。

※上記の確認事項及び遵守事項等に違反した場合は、出店を取り消すほか、来年度以降の申込もお断りする場合があります（団体名が異なっても、実質の出店者が同一の場合は同様の扱いとします）。

**【申込・問い合わせ】**

太白区民まつり事務局

仙台市太白区長町南三丁目 1-15 太白区役所まちづくり推進部まちづくり推進課内

電話：022-247-1069 FAX：022-249-1131

メール：tai\_katsudo@city.sendai.jp